

品川区 無電柱化推進計画

令和2年5月

令和5年6月一部改訂



Shinagawa City

品川区

品川区無電柱化推進計画

目 次

第1章	計画の目的と位置づけ	1
1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画の目的	2
1-3	計画の位置づけ.....	3
1-4	計画の期間	3
第2章	無電柱化の現状	4
2-1	これまでの取組	4
2-2	無電柱化の現状	5
2-3	無電柱化の課題	6
第3章	無電柱化の基本方針	8
3-1	無電柱化の目的	8
3-2	無電柱化の基本方針	9
第4章	無電柱化の推進計画	10
4-1	無電柱化の整備目標	10
4-2	候補路線の選定方法	11
4-3	無電柱化の整備路線と工事スケジュール.....	15
4-4	計画の推進	16
第5章	無電柱化推進の課題と基本的な対応策	17
第6章	無電柱化推進のためのその他の施策	22
6-1	補助金制度の活用	22
6-2	広報・啓発活動	22

第1章 計画の目的と位置づけ

1-1 計画策定の背景

区ではこれまで、商店街や東京2020オリンピック・パラリンピック施設周辺、都市計画道路の整備や市街地再開発事業において、商店街活性化や景観の向上を目的とした無電柱化を行ってきました。近年、大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害が頻発し、電柱の倒壊によるライフラインへの被害が発生しただけでなく、倒壊した電柱が避難や救急活動の妨げとなったことを受け、防災の観点からの無電柱化の必要性が求められています。

国は、平成28年12月に、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、「無電柱化の推進に関する法律」(平成28年法律第112号)(以下、「無電柱化法」。)を施行し、都道府県および区市町村についても、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るための無電柱化推進計画の策定が努力義務になりました。

東京都においても、平成29年9月に「東京都無電柱化推進条例」が施行され、「東京都無電柱化計画」が平成30年3月に策定されました。

また、平成31年3月には「東京都無電柱化推進計画」の見直しを行い、令和2年度までに無電柱化を進める道路などをとりまとめています。

区では、平成20年に「品川区基本構想」を策定し、『輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ』という区の将来像を示しました。この基本構想を実現するため、平成21年に「品川区長期基本計画」を策定(平成26年改訂)し、さらに、その後の時代の変化等を捉えた新たな「品川区長期基本計画」を令和2年4月に策定しました。

また、行政と区民が地域の将来像や整備方針を共有しながら、区の将来像をまちづくりの面から実現していくための基本方針である「品川区まちづくりマスタープラン」を平成25年3月に策定しました。

区では、この機会を無電柱化推進の契機と捉え、諸計画と連携し、今後、効果的かつ効率的に無電柱化を推進していくための方策などをとりまとめた「品川区無電柱化推進計画」を策定しました。

国や東京都の動向

国は、無電柱化法第7条の規定に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、法施行後初めての「無電柱化推進計画(平成30年4月)」を策定し、令和3年5月に改定しました。令和3年度からの5年間で約4,000kmの新たな無電柱化の着手を目標にしており、防災、安全・円滑な交通の確保、景観形成・観光振興等の観点から、無電柱化の必要性の高い道路について重点的に推進することとしています。

また、防災の観点から、直轄国道の緊急輸送道路において、道路法第37条第1項の規定による新設電柱の占用を制限する措置を講じています。

東京都は、『東京都無電柱化推進条例(平成29年9月)』を制定し、国と同じく道路法第37条第1項の規定による都道における新設電柱の占用の禁止または制限等の施策を実施するなど、無電柱化を推進しています。

併せて、無電柱化推進条例第7条の規定に基づき、「東京都無電柱化計画(平成30年3月)」を策定し、令和3年6月に改定しました。2040年代に向けた無電柱化の基本的な方針や目標を定めるとともに、無電柱化の着実な推進に向け、今後5か年で整備する路線を取りまとめました。

1-2 計画の目的

区では、区道の無電柱化を計画的かつ効率的に推進するための方向性を示す「品川区無電柱化基本方針」を令和元年6月に策定しました。

品川区無電柱化推進計画は、この「品川区無電柱化基本方針」に基づき、無電柱化を総合的・計画的かつ迅速に推進するための計画として、整備箇所や期間をはじめとした具体的な整備目標に加え、無電柱化を着実に進めるための様々な取組を定めるものです。

1-3 計画の位置づけ

品川区無電柱化推進計画は、「無電柱化の推進に関する法律」の第8条第2項に規定されている区市町村が定める「無電柱化推進計画」に該当するものです。

また、本計画は、「品川区長期基本計画」や「品川区まちづくりマスタープラン」等を上位計画とし、品川区地域防災計画・品川区におけるバリアフリー計画・品川区景観計画などの関連個別計画と連携して推進する計画です。

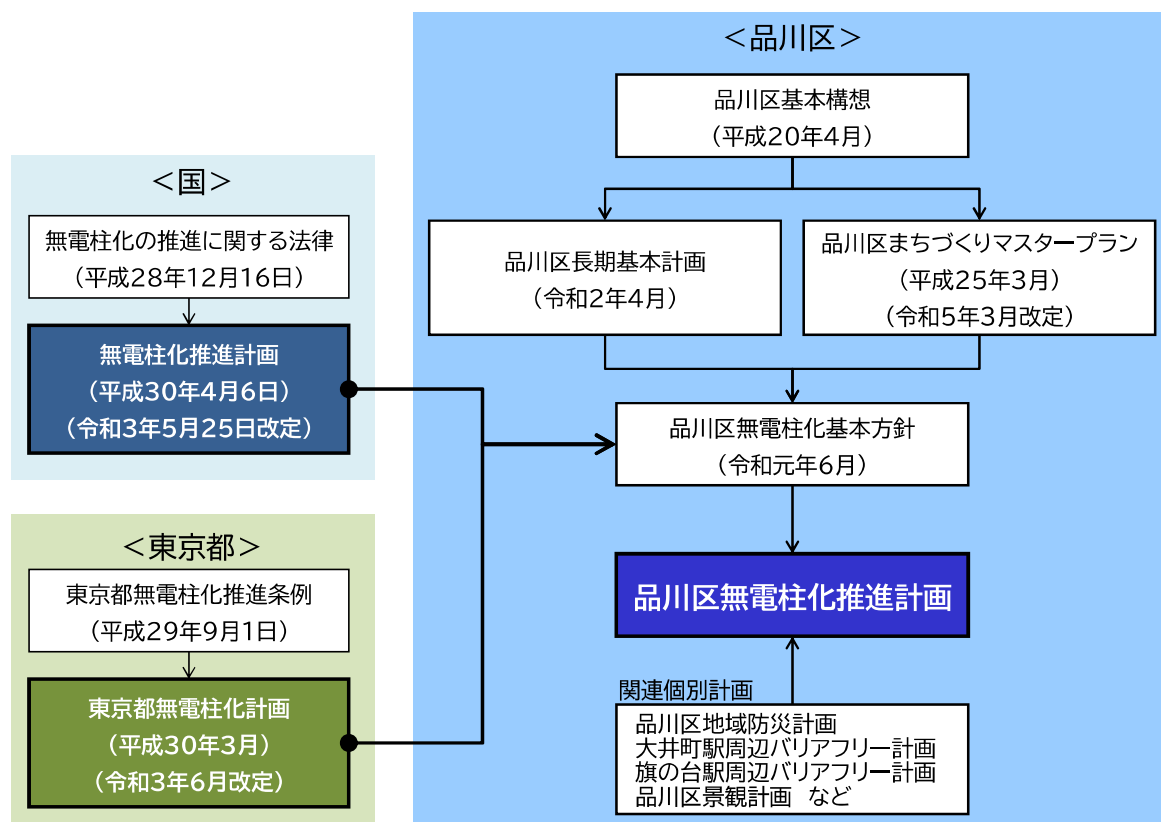


図1 品川区無電柱化推進計画の位置づけ

1-4 計画の期間

品川区無電柱化推進計画は、令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

なお、本計画を確実に推進するため、事業の進捗管理を実施するとともに、国や東京都の動向や新技術の開発状況を踏まえ、適宜見直しを行います。

第2章 区における無電柱化の現状

2-1 これまでの取組

これまで、区では、区民および関係者の協力のもと無電柱化を進めてきました。

具体的には、補助163号線や補助205号線など、区が新たに整備する都市計画道路や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場周辺では、電線共同溝方式による無電柱化を行っています。

また、戸越銀座通りや旧東海道(北品川地区)においては、電線共同溝方式(ソフト地中化方式)による無電柱化を行うことで、「しながわ」らしいにぎわいのある景観形成を行ったほか、広域避難場所として指定されている文庫の森の周辺道路においても、防災性の向上を目的とした無電柱化を行っています。

さらに、大崎駅周辺などで行われている再開発事業では、関係者の協力により単独地中化方式等による無電柱化を行っています。



図2 補助205号線(都市計画道路)



図3 文庫の森周辺(広域避難場所周辺)



図4 戸越銀座通り(商店街活性化)

2-2 無電柱化の現状

これまでの無電柱化への着実な取組により、令和4年3月時点で、区道約328kmのうち、事業中の区間を含め約23.8km(約7%)の無電柱化を実施しています。

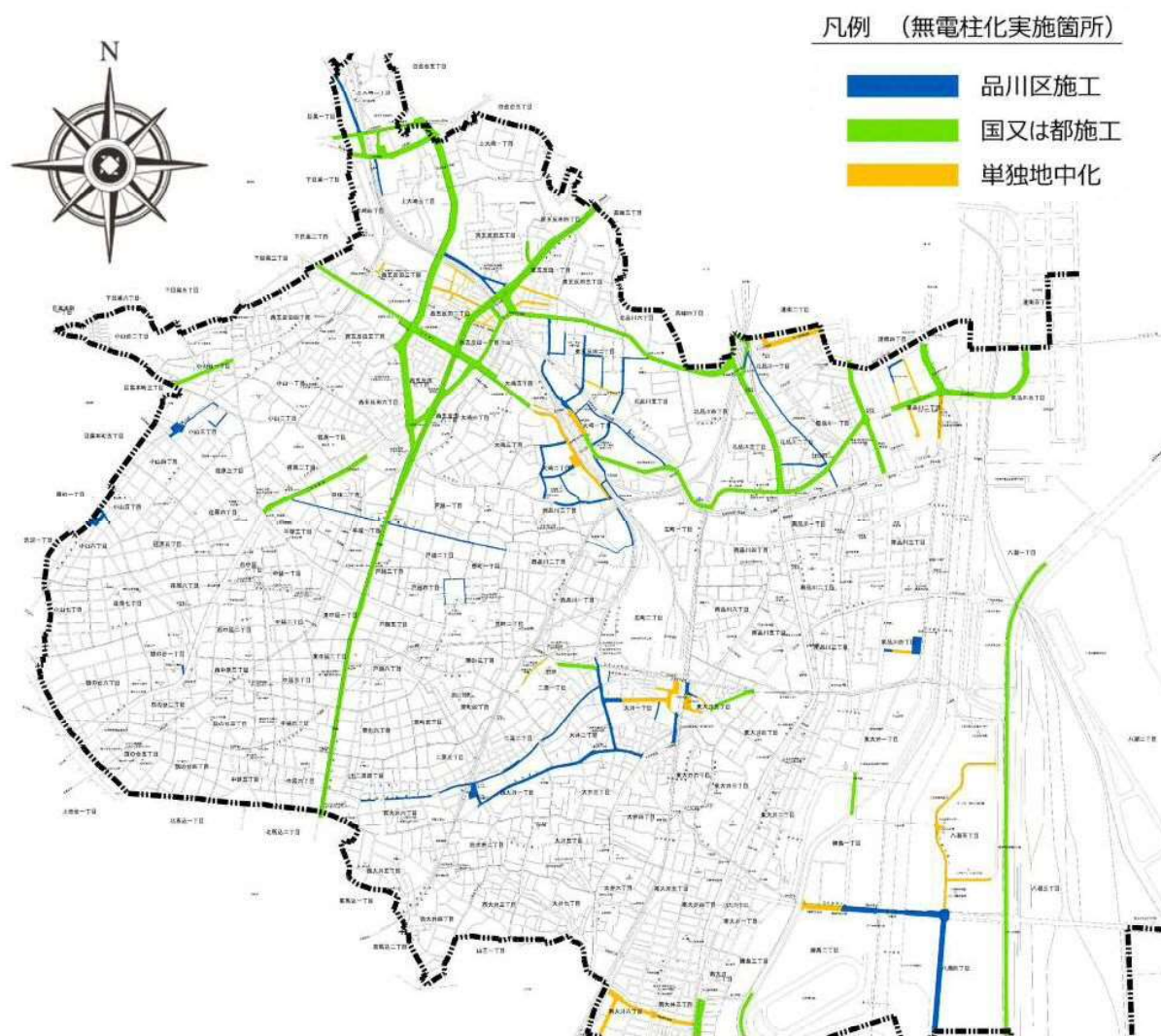


図5 区内の無電柱化実施箇所

2-3 無電柱化の課題

① 自然災害による電柱倒壊

近年、我が国で発生した自然災害により、多くの電柱が倒壊しました。これにより、電力や通信などのライフラインに障害が発生するだけでなく、倒壊した電柱が道路を閉塞することで、救命・救助活動や避難活動への大きな障害となりました。

表1 過去発生した災害による主な電柱の倒壊状況

年月・名称 (災害の種類)	災害による 電柱の倒壊状況	倒壊状況の写真
平成7年1月 阪神淡路大震災 (地震)	電力:約4,500基 通信:約3,600基	
平成23年3月 東日本大震災 (津波)	電力:約28,000基 通信:約28,000基	
平成30年9月 台風21号 (台風)	電柱:1,700基	

【出典】国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_13_05.html)

特に、近年では台風による被害が甚大化しており、平成30年9月に発生した台風21号では、飛来物や倒木による電柱倒壊や高圧線の断線により、関西圏を中心に兵庫県の全世帯数に相当する260万戸に停電が生じました(国土交通省調べ)。また、令和元年9月に発生した台風15号では、神奈川県と千葉県を中心に約2,000本の電柱が倒壊し、約93万戸に停電が生じました(経済産業省による推計値)。

これらの電柱の倒壊は、通信設備にも影響を及ぼし、被害状況の把握や救命・救助を早期に行うための情報収集に遅れをきたすなど、被害が拡大する要因となりました。

さらに、首都圏では、マグニチュード7クラスの首都直下型地震の発生の危険が指摘されており、区においても「品川区地域防災計画」に基づき、様々な防災や減災に向けた対策を進めてきています。

このような自然災害に対して備えるため、無電柱化の推進が急務となっています。



図6 台風21号により倒壊した大阪府内の電柱

【出典】国土交通省ホームページ(<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/chicyuka/pdf09/04.pdf>)

② 道路上に設置された電柱による安全性の低下

道路の沿道や都市全体の電力や通信の需要に対応するため、道路上には多くの電柱が設置されています。これらの電柱により、区民の生活に欠くことのできないライフラインの供給が可能となる一方で、設置された電柱によって道路の幅員が狭められています。

道路上に電柱が設置されていると、歩行者が車道にはみだして通行する必要性が生じたり、車両が蛇行して通行したりするなど、道路の安全性が低下する場合があります。

③ 空中に張り巡らされた電線による景観の阻害

道路上に設置された電柱や上空に張り巡らされた電線は、豊かで特徴のあるまちの風景を阻害する要因となっています。

商店街や駅周辺などでは、これらの電柱や電線によって、多くの人々が行き交うにぎわいのある都市としての景観を生み出すための障害となることもあります。

また、歴史的な施設や自然との調和を図る必要のある地域においては、歴史的なまち並みや自然との調和のとれた景観の創出や保全に対する障害となることもあります。

第3章 無電柱化の基本方針

3-1 無電柱化の目的

① 良好な都市景観の形成

「しながわ」らしいにぎわいのある都市景観を確保する観点から、商店街や駅周辺等における無電柱化を推進します。また、区内に存在する歴史的な景観や水辺等における良好な景観を保全する観点からも無電柱化を推進します。



図7 旧東海道(北品川地区)における無電柱化の実施事例

② 安全・円滑な交通の確保

高齢者や障害者、子どもたちなど、すべての人々が安全で安心して利用できる道路空間を確保する観点から、バリアフリー化整備や交通安全事業などと連携して無電柱化を推進します。



図8 歩行者の通行を妨げる電柱の例

【出典】国土交通省ホームページ(<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html>)

③ 防災性の向上

災害発生時における電柱の倒壊による避難や救助への障害発生や被害拡大を防止する観点から、緊急輸送道路をはじめ防災に寄与する道路の無電柱化を推進します。

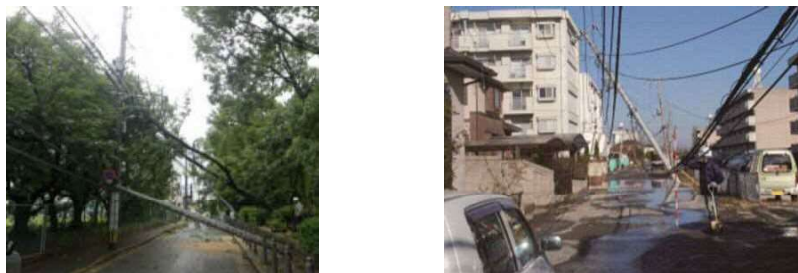


図9 災害時の救助活動を妨げる電柱の例

【出典】国土交通省ホームページ(<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html>)

3-2 無電柱化の基本方針

区では、以下を対象として、無電柱化を推進します。

1) 無電柱化推進計画の対象区域

『区全域』を対象区域とします。

2) 無電柱化推進計画の対象道路

区内には、国道・都道を含めて約373kmの道路が整備されており、このうち約328kmが区道となっています。全体の約84%を占めている『区道』を対象道路とします。

3) 区が新たに整備する都市計画道路等

区が新たに整備する都市計画道路、市街地開発事業などのまちづくりに伴って新たに整備される区道については、原則として無電柱化を行います。

4) 新たな電柱設置の抑制

防災上の重要な道路や安全な歩行空間の確保が特に必要な道路、無電柱化を計画している道路や無電柱化済の路線などは、今後、電線管理者との協議の上、道路法第37条に基づく新設電柱の占用制限に関する措置を講じていきます。

また、区民から寄せられた無電柱化の整備に関する要望や意見などは、その重要度に応じ、電線管理者に単独地中化を要請していくなど、無電柱化の推進に向けた取組を推進していきます。

第4章 無電柱化の推進計画

4-1 無電柱化の整備目標

区における無電柱化の目的に基づき、上位計画や関連計画を踏まえ、10年後の将来像を以下のとおりとします。

無電柱化の将来像

- 市街地の防災性が高く、災害に強いまち
- 活気に満ちたにぎわいや調和の取れた景観が創出されたまち
- 安全で安心な道路環境が整ったまち

この将来像に対して、大規模化する自然災害への備えを進めることを最優先課題と考え、無電柱化の整備目標を次のとおりとします。

整備目標(10年後)

- 防災上重要な道路の無電柱化に着手
ただし、第一次緊急輸送道路は無電柱化率100%
- 品川区景観計画における重点地区の無電柱化に着手
- 品川区におけるバリアフリー計画の重点整備地区の無電柱化に着手

4-2 候補路線の選定方法

① 良好な都市景観の形成

区では、「品川区基本構想」の基本理念である『輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ』の実現をめざし、「歴史文化」・「自然」・「生活」・「新たなまちづくり」の観点から賑わいのある良好な景観を形成することでまち自体の魅力を向上させることを目的に、品川区景観計画を平成23年1月に策定しています。

この品川区景観計画では、魅力的な景観を育むために重点的に取り組む地区として、「旧東海道品川宿地区」「大崎駅周辺地区」「武蔵小山駅周辺地区」「天王洲地区」の4地区を「重点地区」として定めています。

このうち、「大崎駅周辺地区」「武蔵小山駅周辺地区」は再開発等で無電柱化を進めており、「天王洲地区」は、ほぼ無電柱化が完了しています。また、品川区景観計画において「景観重要公共施設」に指定されている「旧東海道および北馬場通り(品川宿地区)」については、平成23年度に旧東海道北品川地区の無電柱化が完了しています。

これを受け、「旧東海道品川宿地区」では、「旧東海道および北馬場通り(品川宿地区)」のうち、これまでに無電柱化に着手していない【旧東海道南品川地区】を無電柱化整備路線として選定しました。



図10 重点地区(旧東海道品川宿地区)(品川区景観計画より)

② 安全・円滑な交通の確保

区では、高齢者や障害者を含むすべての人にやさしいまちをつくるため、現在、ハードとソフトの両面から様々なバリアフリー化の取組を進めています。

品川区におけるバリアフリー計画は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第25条の「基本構想」に該当するもので、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定する計画です。旅客施設等を含んだエリアを重点整備地区として設定し、地区内の生活関連施設間を結ぶ生活関連経路および生活関連施設のバリアフリー化の取組を示したものです。

区内では、「大井町駅周辺地区」と「旗の台駅周辺地区」において、重点整備地区を指定しています。

これを踏まえ、それぞれの重点整備地区における安全で円滑な歩行空間を確保することを目的として、重点整備地区内の生活関連経路を無電柱化の候補路線としました。

そのなかで、「大井町駅周辺地区」に関しては、交通安全の観点から【ゼームス坂通り】と【光学通り】を、「旗の台駅周辺地区」に関しては、災害拠点病院と鉄道駅のアクセス道路となっており、防災上必要であるとともに、にぎわいとの相乗効果が高い【旗の台駅～昭和大学病院】を無電柱化整備路線として選定しました。

③ 防災性の向上

防災上重要な道路として、「緊急輸送道路」「災害拠点病院までのアクセス道路」「広域避難場所周辺の道路」を候補としました。

区では、災害時における区および防災関係機関の事務や業務を包含する、包括的かつ総合的な計画として、品川区地域防災計画を定めています。その目的は、区および防災関係機関等がその有する全機能を有効に発揮して、区の地域における震災および津波・風水害・火山災害等に係る災害の予防、応急・復旧対策および復興に係る一連の対策を定め、総合的かつ計画的に実施することにより、区の地域ならびに区民の生命、身体および財産を災害から保護することにあります。

これを踏まえ、区における防災上の特に重要な道路として、発災後の人命救助等に必要となる広域的な計画の上で重要な路線として、「第一次緊急輸送道路※¹」「第二次緊急輸送道路※²」「広域避難場所周辺」を選びました。

具体的には、第一次緊急輸送道路である【競馬場通り】、第二次緊急輸送道路である【百反通り】 および【競馬場通り～滝王子通り】、広域避難場所周辺である【戸越公園～補助26号線】 および【戸越公園～戸越銀座通り】、災害拠点病院へのアクセス道路である【旗の台駅～昭和大学病院】 および【NTT 東日本関東病院～国道1号】を無電柱化整備路線として選定しました。

上記に加えて、【林試の森公園周辺道路】を優先的に無電柱化を行う路線として追加するとともに、広域避難場所である林試の森公園へアクセスする道路の無電柱化も今後検討し、地域全体としての安心・安全を確保していきます。

また、現在、木造住宅密集地域においては、木密地域不燃化10年プロジェクト、密集住宅市街地整備促進事業、都市防災不燃化促進事業、防災生活圈促進事業、避難道路機能強化事業などを実施しており、それぞれの事業と連携して、無電柱化を進めています。

※1 第一次緊急輸送道路： 応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター
区市町村庁舎、輸送路管理機関および重要港湾、空港等を連絡する輸送路

※2 第二次緊急輸送道路： 第一次緊急輸送道路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路

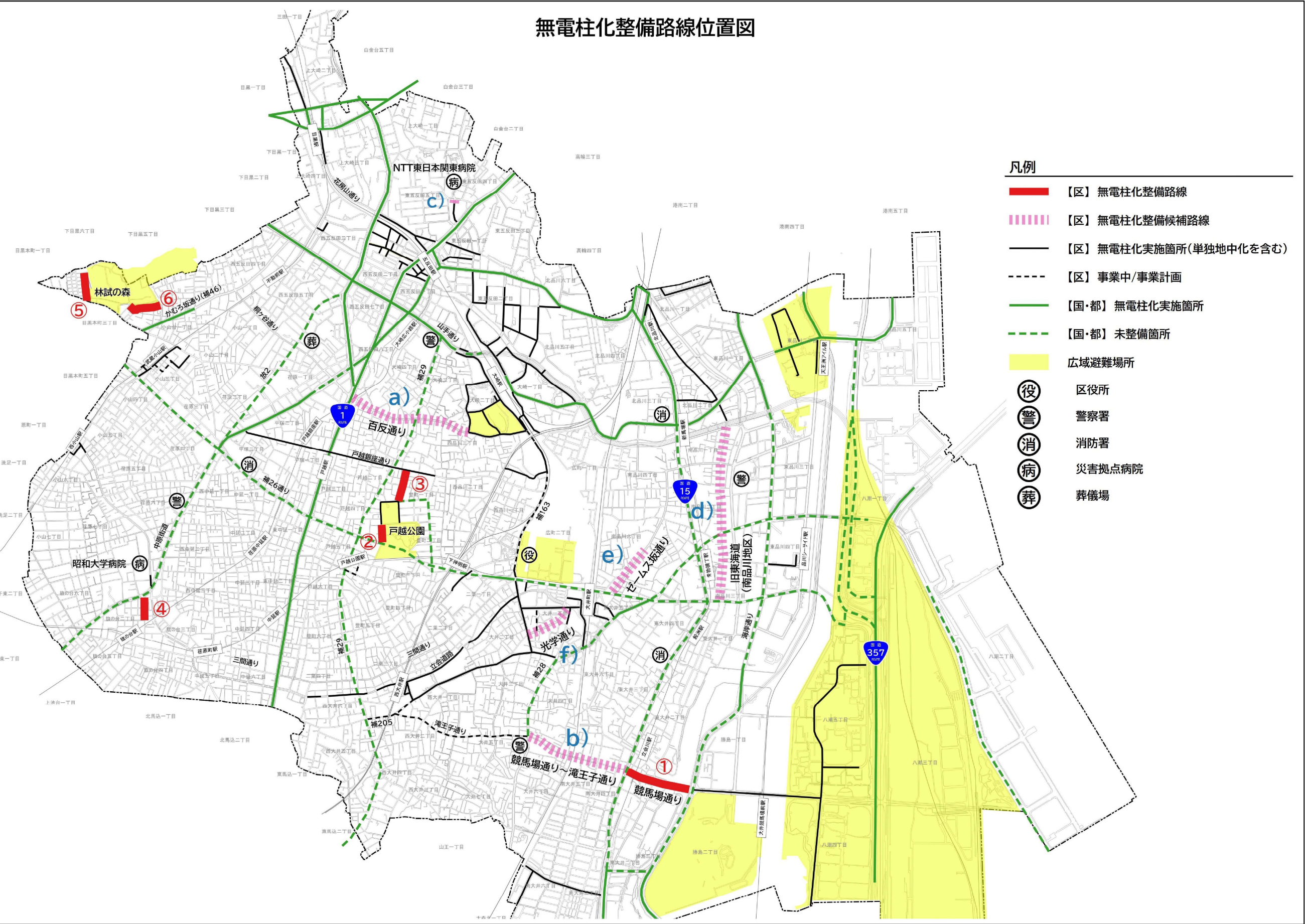


図11 区における無電柱化整備路線

4-3 無電柱化の整備路線と工事スケジュール

第3章で示した3つの基本方針に基づき、優先的に無電柱化を推進する必要がある路線として、12路線を選定しました。このうち、防災性の向上のために特に重要で整備効果の高い6路線について、優先的に無電柱化を実施するものとししました。

整備路線	路線番号	整備延長	令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)	令和15年度 (2033年度)
① 競馬場通り (第一次緊急輸送道路)	幹線一級 7号	約400m	設計	工事		
② 文庫の森～補助26号線 (広域避難場所周辺)	II-227号	約120m	設計	工事		
③ 文庫の森～戸越銀座通り (広域避難場所周辺)	II-147号	約200m	設計	工事		
④ 旗の台駅～昭和大学病院 (バリアフリー計画重点整備地区) (災害拠点病院へのアクセス道路)	IV-117号	約170m	設計	工事		
⑤ 林試の森公園周辺 (西側道路)	I-241号	約170m		設計	工事	
⑥ 林試の森公園周辺 (東南側道路)	I-156号 I-209号	約220m			設計	工事

図12 区において優先的に無電柱化を行う路線とスケジュール

現在、国や東京都では、狭い道路の無電柱化を推進するために、新たな技術や制度の創設などの検討が進められています。このため、これら検討の動向を踏まえ、無電柱化整備候補路線として挙げたうち、残りの6路線を中心として、新たな整備手法の導入を前提に今後10年間の整備スケジュール等を検討し、適宜、整備路線として位置づけるとともに、推進計画を見直していきます。

整備候補路線	路線番号	整備延長	無電柱化を推進する主な理由
a) 百反通り	幹線一級 2号	約800m	第二次緊急輸送道路
b) 競馬場通り～滝王子通り	幹線一級 7号	約650m	第二次緊急輸送道路
c) NTT東日本関東病院～国道1号	I-54号	約50m	災害拠点病院へのアクセス道路
d) 旧東海道南品川地区	準幹線 30号	約1,100m	品川区景観計画における重点地区 品川区景観計画における景観重要公共施設
e) ゼームス坂通り	準幹線 29号	約400m	大井町駅周辺地区バリアフリー計画における 重点整備地区内の生活関連道路
f) 光学通り	準幹線 32号	約300m	大井町駅周辺地区バリアフリー計画における 重点整備地区内の生活関連道路

図13 無電柱化を推進する路線の候補

4-4 計画の推進

本計画を着実に推進していくため、事業の進捗管理を確実に行うとともに、関連事業等との連携や、国や東京都の動向、新技術の開発状況、電線管理者・埋設企業者等との協議状況を踏まえ、適宜、PDCA サイクルによる本計画の見直しを行っていきます。

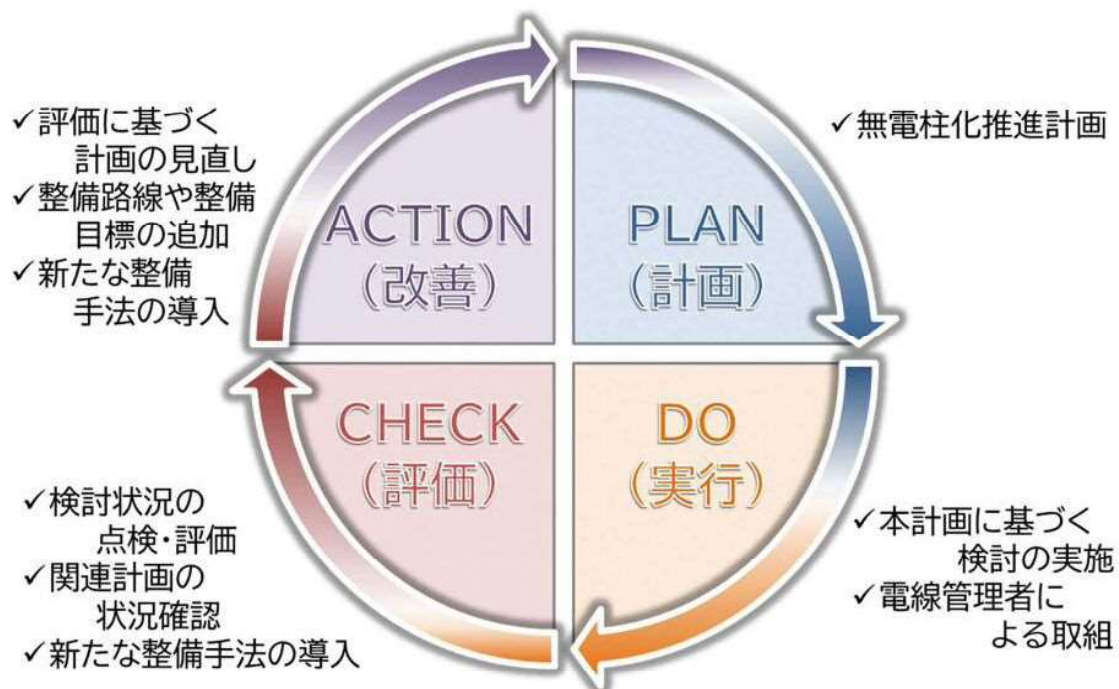


図14 無電柱化推進計画の見直しのプロセス

第5章 無電柱化推進の課題と基本的な対応策

課題1 道路の幅が狭く、電線共同溝の整備空間が無い

現在の無電柱化は、主に電線共同溝方式によって進められてきています。電線共同溝方式の整備にあたっては、電力ケーブルや通信ケーブルの管理・操作等を行うための地上機器を歩道上などに設置する必要があります。

このため、電線共同溝方式を採用するためには、地上機器を設置しても十分な幅の歩道が確保されるよう、現在の歩道幅員が2.5m 以上であることが必要となります。

区道の90%以上は、歩道が無いまたは歩道幅員が2.5m 未満の道路であり、車道や歩道の地下空間には上水道・下水道・ガスなどが埋設されているため、電線共同溝の管路を埋設するスペースを確保することが難しく、電線共同溝方式による無電柱化を行うことが困難な状況にあります。



図15 歩道のない区道の例

対応策 多様な整備方式を採用することで無電柱化を推進します

実績が多く、一般的な電線共同溝方式による無電柱化を基本とし、歩道のないまたは歩道が狭い道路においては、商店街無電柱化事業で実施したソフト地中化方式や裏配線方式・軒下配線方式について検討し、電線共同溝方式以外の多様な整備方式を採用することで、無電柱化を推進していきます。

さらに、新たな電柱の設置抑制や単独地中化による無電柱化推進を関係機関に要請していきます。

また、地上機器の設置場所として、学校や公園等の公共施設などの公有地や、公開空地等の民有地の活用についても、関係機関との連携のもとで進めていきます。

※ソフト地中化方式:地上機器を道路上に設置できない道路において、変圧器等を支柱上に配置する地中化方式



図16 ソフト地中化の例
(戸越銀座通り)

無電柱化の推進に用いる多様な整備方式

無電柱化の一般的な手法である電線共同溝方式は、多額の費用を要するため、無電柱化が進まない要因の一つとなっています。

こうした中、国は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じて、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式、直接埋設方式の採用によるコスト縮減を図るものとしています。

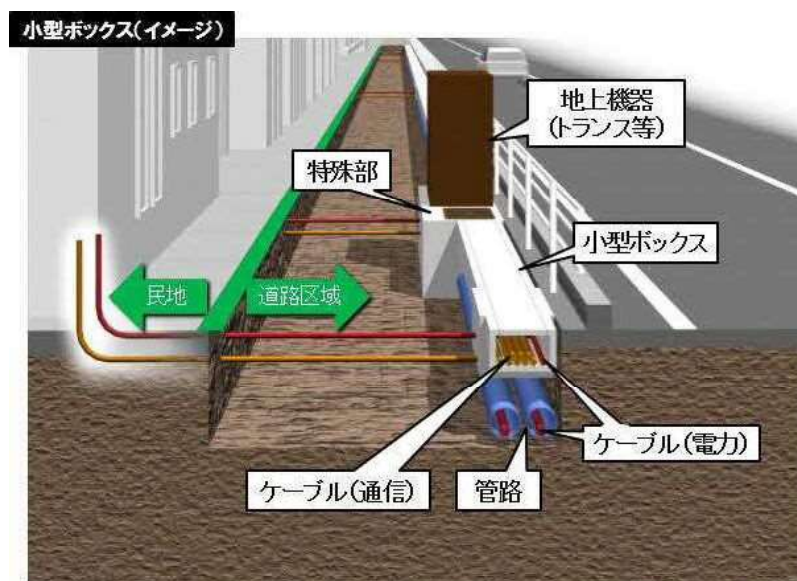


図17 小型ボックス活用埋設方式

【出典】国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_11.html)

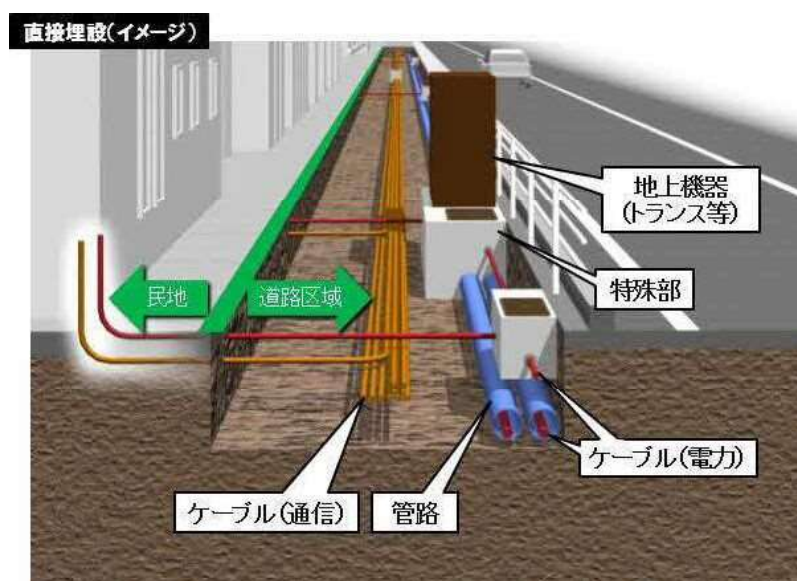


図18 直接埋設方式

【出典】国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_11.html)

一方、東京都では、平成29年1月にコスト縮減に向けた技術検討会を設置し、管路を浅く埋めることによる土工の減少、新たな管路材料の採用による材料費の削減・施工性の向上、特殊部の小型化による支障移設の回避等の検討を進め、低コスト手法の確立を図っています。

令和5年4月には、これらを取りまとめた東京都電線共同溝整備マニュアルを改定するとともに、道幅の狭い道路における電線共同溝の整備にあたって検討すべき項目や手法等の事例についても示しています。

区においては、このような国や東京都の動向を注視し、低コスト手法の活用について検討します。なお、具体的な検討を行う際は、区・東京都・電線管理者等の関係事業者で構成する技術検討会を設置します。

また、電線共同溝方式に加え、区における道路や沿道の状況を踏まえ、様々な手法によって総合的に無電柱化を推進することについても検討を行います。

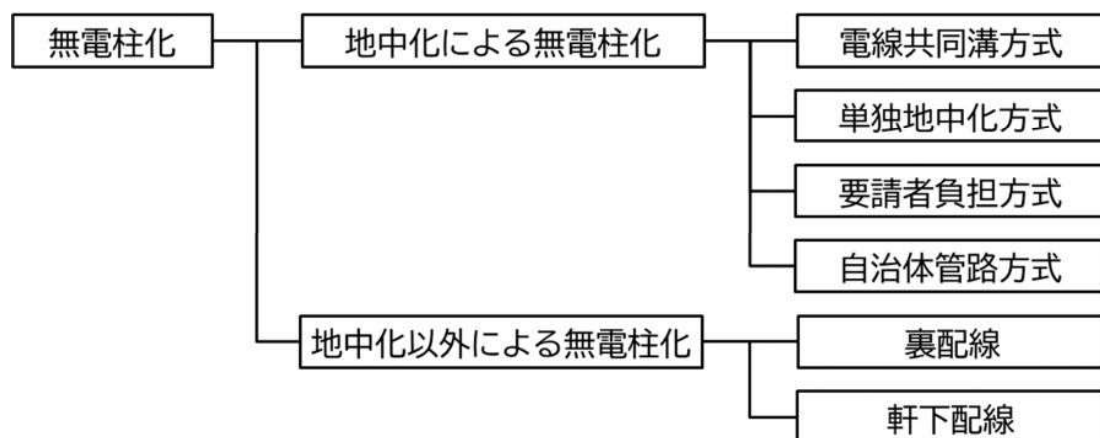


図19 区において採用を検討する無電柱化の手法

【参考】国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html)

- ※ 電線共同溝方式 : 道路管理者が電線共同溝、電線管理者が電線・地上機器を整備する方式
- ※ 単独地中化方式 : 電線管理者が単独で整備する方式
- ※ 要請者負担方式 : 無電柱化の優先度が低いとされる地域で要請者の全額負担で整備する方式
- ※ 自治体管路方式 : 管路設備を地方公共団体、残りを電線管理者が整備する方式
- ※ 裏配線 : 裏通りへ電柱・電線類を移設する方式
- ※ 軒下配線 : 建物の軒等を活用して電線類を配線する方式

課題2

無電柱化の工事には長い期間が必要になる

無電柱化を行うためには、現在埋設されている上水道・下水道・ガスなどの様々な管路を移設することが必要になります。

これらの管路の移設は、企業ごとに順次行う必要があるため、例えば、延長400mの道路の両側を無電柱化するためには7年の期間が必要になるとされています。

道路延長約 400mあたり	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
① 設計・手続き							
② 支障移設工事							
③ 電線共同溝本体工事							
④ ケーブル入線・引込管工事							
⑤ 電線・電柱の撤去							
⑥ 舗装復旧工事							

図20 400mの道路を無電柱化する場合の期間の例(東京都無電柱化計画より)

対応策

関係機関と一体となって無電柱化を推進します

長期間にわたって工事を行うことによる生活などへの影響をできるだけ少なくするため、ガスや水道等の地下埋設物の移設工事を実施する際は、関係機関との十分な調整を行い、一体となって工事期間の短縮に努めていきます。

また、電線共同溝の機器の小型化や、浅層埋設、小型ボックス、直接埋設など埋設方法のコンパクト化など、より効率的な構造を検討します。

なお、道路の無電柱化を着実に検討するため、検討の進捗状況を適切に管理するとともに、検討状況・上位計画や関連する計画の状況・関係法令の改正・低コスト化や工期短縮が期待できる新しい技術や工法などを踏まえ、計画期間の見直しの必要性を検討します。

さらに、無電柱化整備路線の事業進捗状況などを踏まえ、次期の無電柱化候補区間の無電柱化推進についても継続して検討を進めます。

課題3

無電柱化を効率的かつ効果的に推進していく必要がある

無電柱化は、長い時間と多額の費用がかかり、そして何よりも、無電柱化を行う路線の沿道にお住まいの方のご理解とご協力が必要です。

どのような場所をいつ無電柱化するか、その優先順位、効果等を見据えて進めていかなければなりません。緊急性や関連計画、地域の状況などを捉えて、より効率的かつ効果的に無電柱化を図っていくことが大切です。

対応策

関連計画や地域と連携した無電柱化を進めていきます

区では、品川区長期基本計画等により、計画的なまちづくりを行っています。これらの計画のなかで無電柱化を推進することによって、より一層の効果や前進が期待される「品川区景観計画」「品川区交通安全計画」「品川区地域防災計画」などや、木造住宅密集地域における様々な事業、市街地再開発事業をはじめとした面的整備などと連携し、地域の意向を踏まえつつ、無電柱化を推進していきます。

また、区が管理する道路において、ガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる機会を活用し、早めの調整を行うなど積極的に調整を図ります。

なお、道路空間に余裕がない場合など、道路上への地上機器の設置が困難な場合においては、地上機器の設置場所として学校や公園等の公共施設などの公有地や公開空地等の民地の活用が必要となるため、施設管理者・道路管理者との連携・同意のもと進めていきます。



図21 学校や公園などの公共施設を活用して地上機器を設置した例

第6章 無電柱化推進のためのその他の施策

6-1 補助金制度の活用

無電柱化の検討や推進にあたっては、国による補助金制度である社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)などを活用し、必要となる財源を確保します。

また、無電柱化に関連する東京都の補助金制度や技術支援制度も積極的に活用し、無電柱化の確実な実現やコスト縮減のための最新の技術的知見や財政的な支援を得て進めていきます。

6-2 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する区民の理解と関心を深め、無電柱化に区民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行います。また、無電柱化の実施状況・効果等について、区ホームページ等を活用して周知を行い、理解を広げていきます。

品川区無電柱化推進計画

令和2年5月

令和 5 年 6 月一部改定

発行：品川区 防災まちづくり部 道路課